は、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

7　高料金対策簡易水道資本費は、次の⑴及び⑵の規定のすべてに該当する簡易水道事業（「経営戦略策定ガイドライン改訂版について」（平成二十九年三月三十一日付け総財公第三十九号、総財営第四十一号、総財準第四十九号）に定める「「経営戦略」策定の定義」を満たす経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策簡易水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の三月三十一日現在の当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額とする。

⑴　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額が一七四円以上であること。

⑵　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの供給単価が一七六円以上であること。

［8　略］

9　市町村立等病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の医療法第一条の五第一項に規定する病院（地方公営企業法第二条第二項の財務規定等の適用があるもの又は当該市町村若しくは当該市町村が構成団体である一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人（以下この表において「市町村公営企業型地方独立行政法人」という。）の経営するものに限る。以下この表において「市町村立病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに一般病床及び療養病床の稼働病床数を合算した数に六年前の三月三十一日から四年前の三月三十一日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した数を加えた数に、市町村立病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数とし、市町村立等病院特例病床数は、四年前の三月三十一日から一年前の三月三十一日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した数とする。この場合に

は、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

7　高料金対策簡易水道資本費は、次の⑴及び⑵の規定のすべてに該当する簡易水道事業（「経営戦略策定ガイドライン改訂版について」（平成二十九年三月三十一日付け総財公第三十九号、総財営第四十一号、総財準第四十九号）に定める「「経営戦略」策定の定義」を満たす経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策簡易水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の三月三十一日現在の当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額とする。

⑴　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額が一七四円以上であること。

⑵　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの供給単価が一七六円以上であること。

［8　同上］

9　市町村立等病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の医療法第一条の五第一項に規定する病院（地方公営企業法第二条第二項の財務規定等の適用があるもの又は当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人（以下この表において「市町村公営企業型地方独立行政法人」という。）の経営するものに限る。以下この表において「市町村立病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに一般病床及び療養病床の稼働病床数を合算した数に六年前の三月三十一日から三年前の三月三十一日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した数を加えた数に、市町村立病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数とし、市町村立等病院特例病床数は、三年前の三月三十一日から一年前の三月三十一日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した数とする。この場合において、市町村が組織する組合立の病院（都道府県